

## 建設工事における余裕期間制度の試行について

### (趣旨)

第1条 この規定は、嬉野市が発注する建設工事において、余裕期間を活用した工事を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 工事の発注にあたり実工期前に、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって、人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規定で使用する用語は、以下のとおりとする。

- (1) 工事の始期 工事の開始日、実際に現場において工事に着手する日
- (2) 工事の終期 工事完成期限日
- (3) 余裕期間 契約締結日から工事始期の前日までの期間
- (4) 実工期 工事施工に必要な期間（始期から終期までの期間で準備と後片付けを含む）
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間

### (余裕期間)

第4条 余裕期間は、実工期の180日間を超えない範囲で設定することができる。余裕期間の間において、受注者は、現場代理人、主任（監理）技術者の配置が不要である。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置工事等の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に準備は受注者の責により行うものとする。

### (対象工事)

第5条 嬉野市が発注する建設工事とし、以下のいずれにも該当しない工事の中から選定をするものとする。

- (1) 余裕期間を設定することで、実工期の適正な工期が設定できない工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

### (余裕期間制度)

第6条 余裕期間制度は、工事の始期及び、終期を発注者が指定または受注者が選択できる制度であり、次の方式とする。

- (1) 発注者指定方式  
発注者が工事の始期及び、終期を指定する方式

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を設定する方式

(3) フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を設定する方式

(制度の適用)

第7条 本制度を適用する工事は、入札公告、案件概要、特記仕様書に必要な事項を明記する。

(工事始期の設定)

第8条 第6条第2号または、第3号の方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事始期と定め、工事の始期までに「工期通知書（様式1）」及び全体工期及び実工期を明示した「工程表（余裕期間制度）（様式3）」を作成し発注者に通知する。

(実工事期間の変更)

第9条 第6条第2号または、第3号の規定により余裕工期を設定した工事において、余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は発注者と協議し始期及び終期を変更することができる。

2 工期の変更については、嬉野市建設工事請負約款（以下「約款」という。）第24条の規定により手続きを行うものとする。

(契約書の取扱い)

第10条 余裕期間制度を実施する場合における、発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。

(2) 受注者は、工事の始期までに「現場代理人届及び着工届（余裕期間制度）（様式2）」を発注者に提出しなければならない。

(3) 受注者は、約款第3条の規定により、契約締結後5日以内に「工程表（余裕期間制度）（様式3）」を提出するものとする。この場合において、工程表には全体工期を明示するものとする。

(4) 受注者は、工事の始期後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に提出するものとする。

(5) 受注者は、受注時のコリンズへの登録については、工事の始期後速やかに登録するものとする。

(6) 受注者は、工事の始期以降に前払金を発注者に請求することができる。

(7) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

(8) 受注者は、工事の始期後速やかに、建設業退職金制度共済掛金収納書を発注者に提出するものとする。